

## レンテンマルクの「奇蹟」の財政

中村, 良広

<https://doi.org/10.15017/4474776>

---

出版情報：経済學研究. 43 (3), pp.73-91, 1977-10-10. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：



# レンテンマルクの「奇蹟」の財政

中 村 良 広

## 目 次

### I 序——共和国の危機から通貨安定へ

### II 財政再建への諸施策

- (1) 「経済計画」
- (2) 経費削減
- (3) 第一次租税緊急令
- (4) 第二次租税緊急令
- (5) 成 果

### III 「安定」と補整的景気政策

### IV 結 語

### I 序——共和国の危機から通貨安定へ

1923年のドイツは、1月11日のフランス・ベルギー両軍のルール地方への侵攻以来、とりわけライヒスバンクのマルク支持策が破産した4月半ば以来、まさに想像を絶するインフレーションのまっただ中であつた。すでに1922年の夏、ライヒスバンクが対民間信用供与を積極化して以来、一段とテンポを速めていたインフレーションは、ルール侵攻へのドイツ側の「消極的抵抗」<sup>1)</sup>によって爆発的な動力を与えられた

1) フランス・ベルギー両軍のルール侵攻に対してドイツは直ちに講和条約違反であるとの抗議を行ない、すでにこの11日、ライヒ石炭委員会は同地の炭坑に対して以後フランス・ベルギー両国への石炭の給付・輸送に対しては支払いをなさぬ旨通達した。翌12日には政府はパリ駐在大使、ブリュッセル駐在公使を召還するとともに13日には両国への石炭・コークスの引き渡しを厳禁した。続いて19日になると同地のライヒ、ラントの官吏ならびに鉄道従業員に占領軍当局の命令に従つてはならぬという命令を發した。こうした措置を当時「消極的抵抗」と呼んだのである。これから生ずる閉

のである。インフレーションの破局化は、それが労働者の実質賃金を耐え難いまでに圧迫したのは言うに及ばず、企業活動それ自体をも阻害し、紙幣マルクへの不信はついには農村部からの食糧引き渡しの拒否を惹起し、マルクを媒介とする食糧—工業製品という都市と農村の交易関係がくずれるという事態にまでたち至つた<sup>2)</sup>。

かくして特に都市部では物価急騰、食糧難、経済活動破壊による失業増大等によって深刻な政治危機が醸成された。4年前に「流産した」「ドイツ革命」は再度自己の生を主張するかにみえた。この年の8月11日、ベルリンに発し全ドイツに波及したストライキ運動の高揚は、その頂点にあつた。なすすべを知らぬクーノ内閣はこの怒濤の中についえ去つた。

だがいかんせんこの運動は確固たる指導をもたず、多分に「自然発生的」なそれをこえるこ

鎖工場への補償金、追放された官吏、鉄道員への給与はライヒ財政にとって重い負担となつた

(Vgl. Karl Elster, Von der Mark zur Reichsmark, Jena 1928, SS.176—182. 有沢廣己, 阿部勇『世界恐慌と国際政治の危機』, 改造社, 1931年, 160—175ページ)。

2) Constantino Bresciani-Turroni, The Economics of Inflation, London 1937 (The Italian original, 1931), p.345. 東京銀行集会所調査課抄訳『独逸インフレーションの解剖』, 東京銀行集会所, 1940年, 343ページ。Hjalmar Schacht, Die Stabilisierung der Mark, Berlin und Leipzig 1927, SS.52—53. 越智道順訳『戦時経済とインフレーション』, 叢文閣, 1935年, 70—71ページ。

とができなかった。社会民主党は元来「革命」を無限の彼方に見ていたし、1920年に独立社会民主党の大部分を吸収し、かつてなく勢力を拡大した共産党も1921年の「三月行動」のみじめな失敗によってその勢力の重大な部分を失っていた<sup>3)</sup>。さらにまたその党内でも現実に対処すべき戦略の一致をみなかったし、少なくとも主流派は現状を「革命的」とはみなさなかった<sup>4)</sup>。かくして自然発生的エネルギーは有効にキャナライズされることなく、既存の体制の内に吸収されていった。この担い手となったのが8月13日、クーノ内閣の後を襲ったシュトレゼマン大連合内閣であった<sup>5)</sup>。「大連合」の

中心的課題は、社会民主党と共産党の提携、すなわち「プロレタリア統一戦線」の形成を阻止し、かつまた社会民主党の協力による労働強化を基礎に「経済再建」を達成し、体制の安定化を図るという点にあった<sup>6)</sup>。

財政の完全な破綻とマルクの崩壊は「消極的抵抗」の限界を露呈せしめ、9月26日にはその一方的な中止を余儀なくせしめた。「統一戦線は上から下まで穴だらけ」<sup>7)</sup>という状態になったからである。通貨の安定こそがヴァイマル体制の安定の当面の基礎でなくてはならなかったのである。すでにクーノ内閣在任中より構想が練られていたマルク安定化策は、シュトレゼマン内閣の下で実行に移された。10月20日の新たな発券銀行レンテンバンクの設立がそれで

3) 党員の3分の2を失ったといわれるこの「三月行動」を批判したパンフレットの序文でパウル・レヴィは次のように書いた。「わたしが、このパンフレットを書こうとしたとき、ドイツには党员50万の共産党が存在した。8日のちにこれを書き終えたとき、この共産党は土台からゆすぶられ、その存立すら問題となっている」と (Evelyn Anderson, Hammer or Anvil, The Story of the German Working-Class Movement, New York 1973 [first published in 1945, London], p.80. 大木貞一訳『ハンマーか鉄床か』, 東邦出版社, 1973年, 147ページ)。このパンフレットを書いたことにより、レヴィは党を除名された。

4) ブランドラーら党中央の路線は、合法的闘争手段を利用して社会民主党との「上から」の統一によって『労働者政府』を当面はブルジョア民主主義の枠内で樹立しようというものであり、非合法的手段をも含む「下から」のレーテ形成という左派の路線とは明確な対立があった。この点については特に、石川捷治「政治危機と統一戦線——1923年のドイツ『革命』——(一)」(『北九州大学法政論集』第3巻第1号, 1975年, 所収)を参照されたい。

5) シュトレゼマンはすでに8月10日、国会演説において「問題はたんなる内閣交替をこえるものであり、合憲の状態の維持、共和国(Reich)の存立そのものが肝要なのである」(Zit. n. Karl-Bernhard Netzband u. Hans Peter Widmaier, Währungs-und Finanzpolitik der Ära Luther 1923—1925, Tübingen 1964, S.90)という認識を表明していた。そこで、こうした事態に対処すべき彼の内閣は、社会民主党からドイツ国民党にまで及ぶ「国民的結集の内閣」(Kabinett der nationalen Sammlung)でなければならなかった。

6) シュトレゼマン大連合内閣の性格と課題については特に次の労作が興味深い。三宅立「シュトレゼマンの大連合政策について」(『歴史学研究』第295号, 青木書店, 1964年, 所収), 同氏「シュトレゼマン大連合内閣の10月危機とドイツ国民党」(『史学雑誌』第74編9号, 1965年, 所収)。なお1923年10月13日の授権法の成立過程においてはその中に労働時間問題を含めるか否かということ、つまり8時間労働の延長を認めるか否かということが最大の論点になった。これをめぐって、一方におけるヒルファーディングに代表される社会民主党閣僚と他方におけるその機関紙『フォアヴェルト』および労働組合に代表される下部組織との間には大きな見解の対立があった。たとえばヒルファーディングは、労働時間の延長は絶対に必要である(ノ)という意見を表明していたのに対し、機関誌は、「いかなる党派の労働組合も」労働時間の延長には反対するであろうと述べることによって暗に幹部批判を行ない、「8時間労働日の下で生産性向上をノ」というスローガンを掲げたのである。この点については、栗原優「ドイツ工業全国連盟とドーズ案の成立」(『歴史学研究』第332号, 青木書店, 1968年, 所収)を参照されたい。

7) 8月30日の閣議においてプロイセンの内相ゼーフェリング(Severing)はこうした認識から消極的抵抗の中止を強く求めたのである(Vgl. Netzband/Widmaier, a.a.O., S.91)。念のためにいえば、ここでの「統一戦線」とは反占領軍統一戦線のことである。

ある。同行の営業開始は翌11月15日からのことである。ところで、マルク安定化実現の成否は、つまるところ、従来の如き際限なき通貨膨脹が停止されるか否かにかかっていた。そこでレンテンバンク設立令は、新通貨レンテンマルクの発行と同時にライヒスバンクによる大蔵省証券の無制限な割引という従来からの通貨膨脹のルートの一つを完全に遮断していた<sup>8)</sup>。当面のつなぎのためにレンテンバンクがライヒに与える信用も、その上限が12億レンテンマルク(RtM)に固定されていた。うち3億RtMは累積した大蔵省証券の償還分とみなされていたから、さしあたり9億RtMがライヒの一般の経費に充当されるにすぎず、これはこの年の過去の実績からすれば、ほぼ1カ月分の経費を補填しうるにすぎなかった。1923会計年度はなお4½カ月を残すというのに。そこで、この年度の残された過渡期の財政が首尾良くマルク安定化策の基礎たりうるとすれば、その進路は自ずと限定されてくる。経費削減と増税、これである。

新たな発券銀行レンテンバンクの設立と新通貨レンテンマルクの発行は、ライヒスバンクおよび紙幣マルクへの信認の全面的失墜が惹起した事態を救うべき窮余の一策であった。レンテンバンクは私経済の共同の設立になるという形をとり、農業、商工業の土地財産に設定された抵当権をもってその資本金の基本的構成部分としていた。史上すでにいくつかの先例をもつ土地を基礎とする発券銀行は、成功例も皆無ではないにしろ、フランス革命当時のアッシニアの失敗が著名であった。レンテンマルクの命運も恐らくはこの失敗の経験に新たなページを加え

ることになるであろうというのが一般の理解であり、その前途は悲観されていた。特に外国の観測筋はこう考えた。にもかかわらずこのドイツの実験は成功した、レンテンマルクは好んで受領され、マルクもまた安定(1ドル=4兆2千億M)したからである。人々はこれを「奇蹟」と呼んだ。

だが、レンテンマルクの「奇蹟」は、通貨面にのみ問題を限定すれば、何ら理解し難いドリツクを含むものではない。要は、発券額の上限が資本金の32億RtMに固定され、しかも当面はこのうちの24億RtMに制限され、同時に、ライヒスバンクの対政府信用供与が停止されたというにつきる。問題はそれを財政がいかにして基礎づけたかという点にある。けれどドイツ・インフレーションは、財政赤字の巨大な膨脹とライヒスバンク信用による補填とにその淵源を有していたからである。したがって、先のレンテンバンクから政府へのつなぎ信用が厳格に制限されていたとすれば、早晩その増額が求められるであろうことが予想されたし、また事実そうであった。そこで、これに対してレンテンバンクが拒否の態度を表明したにもかかわらず、結果的にはこの政策転換直後の財政危機が首尾良く乗り切られたとすれば、いかなる財政措置がそれを可能にしたのかという点が重要なのである。つまりインフレ政策の中止という決定的な転換は、直接的には通貨当局の問題であるが、窮極的にはむしろインフレ促進的な通貨当局のあり方を従来求めていた側の、この場合はなによりも財政政策の側の転換をその本来の内容としているからである。それ故、レンテンマルクの「奇蹟」もその制度的側面<sup>9)</sup>のみの考

8) RGBI. (1923), S.962.ただし対民間信用供与は継続された。これに関しては後述。

9) レンテンバンクに結実するまでのいくつかの構想、および設立されたその制度については内外と

察に立ち止まるのではなく、その制度を現実に支えた内容そのものが、すなわち財政政策が問われねばならないのである。

以上のように議論を展開する時、問題の焦点は、1. 政策転換の具体的内容、2. その意義、3. それを可能ならしめた条件、4. 最後に総括として主体たる国家の性格如何ということになるであろう。なお本稿ではレンテンバンク営業開始以降三次にわたって発布された租税緊急令のうち第二次のものまでを対象を限定している。1924年2月14日には第三次のそれが発布されているが、これは時期的にいつて、一応決定的な過渡期を脱した頃のものであるし、この年

度内への影響もさして大きくはなく、むしろ翌年度にかかわるものである。さらにここでは再評価、インフレ利得課税、財政調整といった複雑かつ重要な問題が取り扱われており、これ自体、別個の検討の対象とすべきであろう。本稿の限定はこうした理由によるものである。

## II 財政再建への諸施策

### (1) 「経済計画」

すでに述べたように、通貨安定という新たな目標設定は、その実現の基礎として何よりも破綻した財政の早急な再建を要求した。そこで、

第1表

1923年度緊急予算 (1923.11.15~1924.3.31)

(単位:100万金マルク)

経 常 会 計		臨 時 会 計	
収 入		支 出	
1. 所有税・流通税	1,150	1. ラント・市町村への租税分与	464
2. 関税・消費税	231	2. 失業扶助	340
3. 小計(1.~2.)	1,381	3. 給与費・補助金	600
4. レンテンバンク信用	785	4. 講和条約履行	145
計	2,166	5. 物件費, その他経費	617
		計	2,166
収 入	250	支 出	250
総 計	2,416	総 計	2,416

資料: Netzband/Widmaier, Währungs- und Finanzpolitik der Ära Luther 1923-1925, S.113.

もに実におびただしい文献があり、枚挙にいとまない。さしあたり、ドイツおよび日本のものを二つづつ挙げておこう。Justus Schoenthal, Rentenbank und Rentenmark, Berlin 1924. Paul Beusch, Währungszersfall und Währungsstabilisierung, Berlin 1928. 大森研造「独逸レンテン銀行に就て(一)(二)」(京都大学「経済論叢」第19巻第1号, 2号, 1924年, 所収), 日本銀行調査局『レンテンマルクの奇蹟』, 実業之日本社, 1946年。

レンテンバンクの営業開始と時を同じくして1923年11月15日から、1923会計年度の終了を待たずして緊急予算(1923年11月15日-1924年3月31日)が組まれることになった。別名「経済計画」(Wirtschaftsplan)と称されたものがそれであり、その概要は第1表に示すとおりである。

この「計画」は実は第二案であって、当初第一案はこれよりやや小規模に見積られていた。すなわち第一案では經常会計は1,966百万金マルク(GM)とされていたが、物件費・その他ならびに講和条約履行費(占領費)がそれぞれ1億GMずつ増額されねばならなかった。そこでこれに対応して赤字補填のためのレンテンバンク信用が585百万RtM(=GM)から785百万RtMへと増額された。また臨時会計も第一案では165百万GMであったものが、ルール闘争処理に向けられる特別費のために250百万GMへと増額された<sup>1)</sup>。要するに、正式の計画となった第二案は第一案に比べてその規模が285百万GMほどふくらんだわけである。

そこでまず経費の側をみると、この年の一月以降の実績によれば、11月15日から独立採算制に移された鉄道、郵便事業を除いても、月平均で9億GM<sup>2)</sup>に上っていたものが、この「計画」では月平均約537百万GMへと縮減されることになっている。個別的には、まず地方への分与金としてはたとえばラントに対しては所得税・法人税の75%、売上税・相続税の20—25%が分与されることになっていた<sup>3)</sup>。この部分についてはしたがって、分与率の変更がない限り自動的であるし、またもしそうした変更(引き下げ)がなされるにしてもそれに見合う税源の移譲を伴わざるをえないという意味では当面これ自体からライヒの財政負担の軽減は望み難い。地方財政の側における経費削減が同時並行的になされることが望まれることになる。

次に失業扶助費についてはその抑制のためには何よりも経済活動の回復による失業者数の減少がその前提条件である。「計画」に組まれた340百万GMという数字は、特にルール地方における生産再開による失業者数の減少への期待を織り込んだものであった<sup>4)</sup>。この場合には占領軍の動向が問題となるのである。

従来ライヒからの巨額の補助金を求めていた鉄道、郵便事業は今や法的にはライヒから分離され補助対象から外されたわけであるが、これにかわって当面、レンテンバンク信用が与えられることになり、ライヒが受ける信用のうち110百万RtMおよび30百万RtMがそれぞれ鉄道、郵便事業に貸し付けられ、これに加えてさらに25百万RtMがライヒ穀物局(Reichsgetreides-telle)に貸し付けられることとなり、合計165百万RtMが貸し付けられねばならなかった<sup>5)</sup>。

また講和条約履行費としては今や実物賠償費は生じないものと予定され、主として占領費および賠償委員会その他の費用のみが考慮されていた<sup>6)</sup>。

他方、収入面では10月には7百万GMにすぎなかった經常収入(租税・関税収入)が、「計画」では月平均約3億GMと40倍以上に増大するものと見積られていた。こうした前提のもとにはじめてレンテンバンク信用785百万GMが収入の不足分を補填しうるはずであった。

つまり「計画」は、この段階ではなおきわめて不確かな政治的・経済的期待に基づく前途多難なものといわねばならなかった。

1) Netzband/Widmaier, a.a.O., S.113.「計画」では行政収入が考慮に入れられていないが、現実にはこれも無視しえない。

2) Ebenda.

3) Claus-Dieter Krohn, Stabilisierung und ökonomische Interessen, Düsseldorf 1974, S.46.

## (2) 経費削減

「計画」は、経費規模のかなり大幅な縮小を

4) 5) Netzband/Widmaier, a.a.O., S.114.

6) Ebenda, S.117.

見込んだものであったから、その達成のためには当然経費削減措置の具体化と実行が求められることになる。だが経費削減という措置は、現実にはそれにかかわるさまざまな利害との衝突を招かざるをえないものであり、その断固たる遂行は、ただ特別な権限の集中によってのみ可能となる。この種の強力な特権の必要を感じた蔵相ルターは、10月11日、内閣に対して9項目に及ぶ「財政の領域における政府決定に関する案」を提出し、その承認を求めた。そこでは財政にかかわるほとんどすべての計画の大蔵大臣への報告義務をはじめ、財政健全化の観点からする新法案への撤回要求権、既存組織の整理・廃止の権限など著しくその権限が強化されることになっていた。そしてこれは翌12日政府決定とされた後、11月7日にもさらに補足的な要求が承認された。こうして強化された大蔵大臣の地位を一言にしてまとめれば、「10月12日の決定が各閣僚とその下にある行政単位に対する大蔵大臣の権能を拡大したとすれば、11月7日のこの決定は、官庁の行政過程それ自体にまで介入するものであった」<sup>7)</sup>ということになる。こうした機構的準備こそが、過渡期における徹底した経費削減の条件とみなされたのである。以下経費削減の具体的内容を略述しよう。

(イ) 人員削減 1923年10月13日の授権法に基づく10月27日の「ライヒ人件費の削減に関する政令」<sup>8)</sup>は、1924年4月1日までに1923年10月1日現在の全人員の15%を、最終的には25%を削減することを予定していた。この後すぐに、4月1日までの削減率はさらに20%へと引き上げられた<sup>9)</sup>。その実施にあたっては、65才

以上の職員の強制年金退職(Zwangspensionierung)、65才以下の職員の場合の退職優遇、昇任停止(空ポスト補充をさけるため)、一部例外を除く雇員(Angestellte)の一般的解雇などが行なわれた。さらにこの政令は、その第18条によりラント、市町村にも拡張適用されることになっており、これら地方団体がこの方針に従うことによって経費が発生する場合にはその75%をライヒが補助することになっていた。加えて、1924年4月1日からはライヒからの補助金が15%削減されることとなっており、地方団体における人員削減を強制していた。その実績は、ライヒに関しては1924年4月までに合計397,000人の削減がなされ、その結果月平均で1億GM以上の経費節約が生じたといわれている<sup>10)</sup>。とはいえこの措置は、やはり、一挙にではなく数カ月にわたってなされるものであるし、またその進捗とともに年金、待命給、補償金といった新たな費用を伴うものであるから、即時的な経費削減効果という点では限界がある。この欠を補うものが給与引き下げである。

(ロ) 給与引き下げ 給与引き下げは、12月8日の授権法に基づき、同12日の「第12次給与法補足に関する政令」<sup>11)</sup>によって規定された。この政令は、12月1日に遡及して発効するものとされていたから、経費節減効果はすでに12月から生じたわけである。内容をみると、戦前に比して公務員の給与が大幅に引き下げられ、しかも上級のものほどその下げ幅は大きい。たとえば12月の給与は第Ⅱ階層では戦前の52%であるのに対して第Ⅲ階層では戦前の40%であった(独身者の場合)。こうした減給に対してはもちろん組合は強く反発したが、財政的現実の前

7) Ebenda, S.107.

8) RGBI. (1923), S.999.

9) 10) C.-D.Krohn, a.a.O., S.37.

11) RGBI. (1923), S.1181.

には力無く、妻子への手当の増額という妥協案すら大蔵大臣に一蹴され、結局この大幅な引き下げ案をそのまま受け容れざるをえなかった<sup>12)</sup>。その改善が始まるのはやっと1924年4月1日からのことであった。

(イ) 失業扶助の抑制 1923年10月13日の授權法に基づく同15日の「失業扶助のための資金調達に関する政令」<sup>13)</sup>によって失業扶助のためのライヒ負担の軽減への方針が明らかにされた。レンテンバンク営業開始後、12月および翌年1月には失業者数が増大したにもかかわらず、「計画」の340百万GMが据え置かれたことにも示されているように、この経費に対する財政当局の考え方は、失業者が「どうにか生きてゆく」<sup>14)</sup> (am Leben zu bleiben) だけのものにとどめておくべきだというものであって、扶助率は元来強く抑制されたのであるが、ライヒはさらにこのうちのライヒ負担分の解除を目標論いたのである。

従来ライヒはインフレ期間中はこの経費をラント、市町村と共同で、しかもその大部分を負担していたのであるが、10月15日の政令は、 $\frac{1}{2}$ を市町村、 $\frac{1}{4}$ をそれぞれの地域の雇用者および被雇用者が負担すべきことを規定していた。この場合、雇用者・被雇用者による負担額には上限が画されており、現実の必要経費がそれを上回る場合にのみラント・ライヒが不足分を折半して負担することになっていた。これに対しては市町村の側から異議が唱えられた。ルール闘争終結後といえども失業は主として政治的原因に負うものであり、その責任はライヒにあるというものであった。しかし、レンテンマルク発行

後、占領地に対しては、さしあたり1億GMが与えられ、かつ同地で発生する所得税・売上税のライヒ割前を市町村に移譲することとされたこともあって、結局市町村はその負担を甘受することになった<sup>15)</sup>。こうしてライヒはともかくも失業扶助負担の他への転嫁に成功したのである。とはいえこの負担の帰着に関しては、市町村のためにはやはりそれなりの財源措置がたとえ不十分ではあれとられたわけであるし雇用者側のためにも税制上の優遇措置<sup>16)</sup>が講じられたのであるから、最終的には被雇用者の負担が最も重くなったということが注意されねばならない。

(ロ) 講和条約履行に伴う経費 この経費の大部分はすでにクーノ内閣の時代に停止されており、その後、1923年11月3日にはヴェルサイユ条約による一切の支払いが停止されたのであるが、早急には停止し難い占領費その他の支払い義務が残されていた。

まず占領地における実物賠償をめぐる交渉は、早期の生産再開を望む現地工業界とフランスの間ですでに消極的抵抗開始直後から進められており、こうした経緯をふまえて11月23日に至っていわゆるミクーム協定(MICUM-Abkommen)が締結された。この協定はその苛酷な内容において世界を瞠目させたのであるが、ここで重要なことは、その負担が当面は私経済によって肩代りされた点である。賠償勘定に記入されたその引き渡し額についてライヒは財政の再建をみた暁に私経済への支払いをなすことになっていた。つまりライヒは将来の負担において現在の負担を免れたのである。

占領費は、その性質に応じて、連合国ライン

12) Netzband/Widmaier, a.a.O., SS.126-127.

13) RGBl. (1923), S.984.

14) 1923年10月20日の閣議におけるルターの発言 (Zit. n. C.-D.Krohn, a.a.O., S.38).

15) Ebenda, S.34,38.

16) この点については後述。

ラント委員会・占領軍への現金支払い、実物給付、サービス提供費から成る「内的占領費」(die innere Besatzungskosten)と占領軍の食糧、装備、給与のための経費から成る「外的占領費」(die äußere Besatzungskosten)とが区別された。1922年までの旧占領地に関する1923年の「外的占領費」は264百万GMであり、新規のルール占領費についてはライヒはその負担を拒否した。また「内的占領費」の方は、同じ旧占領地における1923年の額は約45億GM、これにルール占領による月平均約65百万GMが加わった。財政再建が焦眉の課題となるとともに、実はこうした経費の処遇をめぐって政府内部に一定の対立が生じたのであって、1923年10月20日、蔵相ルターが現下の財政状態にかんがみて占領軍への一切の支払いを停止すべきことを提案したのに対し、首相シュトレゼマンをはじめそうした措置がもたらすであろう政治的悪影響を懸念するグループは反対の立場をとったのである。その後、この問題をめぐって政府内の論議が重ねられ、その過程で占領軍への一種のモラトリアム提案もなされたがいずれも決定的な解決を見出すに至らなかった。結局、この論争問題の「解決」は現実の推移そのものによって与えられることになった。12月、さらには1月と印象的な改善を示した税込によって、「政府はこの熱した鉄を再び握らずに済んだ」からである<sup>17)</sup>。

最後に、1921年の「ドイツ賠償復興法」に基づく対英輸出品への賠償課税の問題がある。すなわち、ドイツからの対英輸出品に対してはその価格の26%の課税が行なわれ、賠償の1部として税関により徴収されていたが、この部分は

さしあたりはドイツの輸出業者の負担となり、事後的にライヒが補償を与えていた。1923年11月17日からライヒはこの支払いを停止することになり、これにより月平均17百万GMの財政負担が解除されたが、しかしいうまでもなくこれは輸出業者の負担とならざるをえないわけであるから、輸出業者はさらにこの負担を輸出品価格に転嫁することとした。この措置は当然ドイツの対英輸出品の競争力の低下と輸出額の減少を招来し、ひいてはイギリスの賠償収入をも減少させることになった。そこでイギリス政府は、ルールにおけるミクーム協定を引き合いに出して、賠償課税への補償をドイツ政府に要求した。しかしドイツ外務省は、ミクーム協定の場合は生産再開という別の目的があったのであり、ここでそれをもち出すのは不相当であるとしてこの要求をはねつけた。この問題はその後の一連の交渉を経た後、1923年2月23日の協定(26日発効)によって即時補償の条件つきで税率が5%に引き下げられることで双方の合意をみた。ただし、当面は財政的余裕の欠如から、財政再建後の支払いを約した補償証券(Erstattungsscheine)が交付された。また、11月17日以降の補償停止分についてもE蔵券(E-Schatzanweisungen)なるものが交付され、1924年10月1日から半年毎に $\frac{1}{4}$ づつ分割払いされることとなった<sup>18)</sup>。こうして賠償問題においては、私経済の負担ないしはイギリス側の譲歩によって、当面のライヒの負担の多くが解除された。にもかかわらず、その反面では、占領費支払いの全面的停止をなしえなかった事例からも明らかなようにここには外交上のきわめて困難な問題もまた含まれていたのである。

17) Netzband/Widmaier, a.a.O., SS.132-135.

18) Ebenda, SS.129-130. C.-D.Krohn, a.a.O., SS. 35-36.

経費削減のための措置はこの(イ)～(ニ)に挙げたものにとどまるものではなく、その他にも教育・科学・芸術等のための文化的な経費が極力抑制されたほか、ライヒの建設活動もそのすべてが停止されたのである。

以上のように「計画」がカバーする過渡期における経費削減はきわめて徹底しており、それだけにこの「計画」の達成が、したがって通貨の安定がいかに重要な政策目標とされていたかをよくうかがい知ることができる。そしてまたわれわれは、これらの諸措置を通じてそこに反映された当時のドイツの状況の一端を確認することもできるのである。すなわちその第一は、大幅な人員削減や給与引き下げ、さらには失業扶助の抑制・負担転嫁に示された労働者階級の力の相対的衰微、したがって体制側の復権という事実であり、その第二は、講和条約履行にかかわる経費の動向は、国際政治的状況の推移に依存するところが大きく、たとえその負担を当面は私経済に肩代りさせるにしても最終的には国家財政による補償がなされざるをえないとすれば、この国家財政そのものが国際政治的關係によって強く規定されることになるという事実である。

### (3) 第一次租税緊急令

ライヒ財政の再建にとっての核心的な課題はしかし、やはりたんなる経費の削減よりもむしろ安定的にして十分な経常収入の確保ということであったといわねばならない。一方ではインフレの最終局面においては税金による経費の充足率は1%にも満たなかったということからも、また他方では占領費問題が端的に示しているように所詮「安価な政府」といえども「零の政府」たることはありえない、ということから

もこのことは明らかである。

そこで蔵相ルターは、レンテンバンクの営業開始4日後の11月19日にすでに租税計画についての草案を内閣に提案し、何としてもこれが12月1日までには実施の運びとされねばならないと強調した。ところがこの4日後、シュトレゼマン内閣への不信任案が国会で可決された時、ルターの計画の早急な実現は一頓挫を来し、しかも新内閣の組閣の遅れはその目途を立たなくした。その後11月30日に至って形成されたマルクス内閣にはシュトレゼマンは外相として入閣し、ルターも蔵相の地位にとどまったが社会民主党からの閣僚はここでは全く無くなっていた。

さて新たに形成されたマルクス内閣の関心は新授権法と占領費の問題に集中された。ここでは前者が問題なのであるが、10月13日の授権法は、11月2日に社会民主党がシュトレゼマン内閣による、ザクセン、チューリンゲンの社共政府罷免に抗議してその閣僚を引き上げた時から失効していたため、新授権法の成立が急がれたのである。ルターも12月3日、租税計画についての前の草案をほとんどそのまま、唯一売上税率の引き上げという修正のみを加えて提案し、新授権法に基づく発布を期したところ、肝腎の新授権法の審議がはかどらず、業を煮やした彼は、12月6日、草案のうちさしあたり12月中に役立つものを抜き出し、憲法第48条に基づいて直ちに政令として発布するよう内閣に提案した。こうして出されたのが12月7日の第一次租税緊急令<sup>19)</sup>である。

この政令において当面役立つものとしてとり上げられたのは、ライン・ルール税<sup>20)</sup>および

19) RGBI. (1923), S.1177.

20) 1923年8月11日の「ルール占領に起因する臨時

売上税である。

まず、本来は1924年1月5日に納付されることになっていたライン・ルール税の第三次分納が、金マルク基礎に移されるとともに、その納期が12月18日に繰り上げられた。金マルクへの換算率は、所得の発生時点によって大まかな区別がなされており、租税債務1,000Mにつき0.5GMから3GMまでのはばがあった。

また売上税についても12月および1月納期のものが金マルクに換算され、その換算率についてはライヒ大蔵大臣が細則を發布することになっていた。ただしこのうち12月10日までを納期とするものについてはなお紙幣マルクに基づく計算がなされ、このことは、11月20日まで続いたマルク減価による財政的損失を許すものであった。そのため、施行規則はこの部分については一定の追加支払い(Nachzahlung)を求め、若干の修正を加えた。

そこで12月の収入実績をみると、租税・関税収入総額約312百万GMのうち約123百万GMがライン・ルール税から、約52百万GMが売上税から成っており、したがってこの月の租税・関税収入総額の約56%が第一次租税緊急令にかかわるものということ<sup>21)</sup>、まずはその所期の目的は達成されたものと考えられる。この月は当初こうした税収が上がり始めるまでは、ライヒの財政状態は極度に逼迫しており、17日の公務員給与すら満足に支払えず、当面の支払いは半額にとどめ、残額は租税緊急令による18日の収入で21日に支払うこととされた。こうした窮境にあってルターは、レンテンバンクに対政府信

用の上限の4億RtM増額を要請したが、レンテンバンクは「当面根拠のないもの」としてこれを拒否した。財政の現状はその実態を反映していないというのであった。このレンテンバンクの観測は正しく、12月も下旬に至ると収入は中旬に比べて2倍へと好転し、その結果、年末にはライヒが請求しうるレンテンバンクの貸付わくは既存のままでなお残余を生むまでになった<sup>22)</sup>。こうして過渡期における最大のクリティカル・ポイントが乗り切られたのである。

#### (4) 第二次租税緊急令

12月19日に発布された第二次租税緊急令は、第一次のそれに比べてはるかに包括的な内容をもっていた<sup>23)</sup>。この政令は、この月の8日に成立した授權法に基づくものであり、内容は、所得税・法人税に関する規定に始まり、財産税、相続税、売上税、資本流通税、手形税、取引所税その他に及び、19章から成っていた。全体にわたる特徴としては、税額が全面的に金マルク基礎に移されたことがまず特筆されねばならないが、個別的には所得税・法人税、財産税および売上税に関する規定が重要と考えられるので、それぞれについて若干の検討を試みたい。

(イ) 所得税・法人税 これについてはまず、1923暦年のための清算払い(Abschlußzahlung)が目にするべきである。源泉徴収の対象とならない税、この場合は賃金税以外の税は、前年を基準とした四半期ごとの「前納」によって支払われたのであるが、元来この制度は

税徴収に関する法律」(RGBl. [1923], S.774)によって所得税・法人税納税義務者ならびに動力車所有者に賦課された臨時税であり、納期は、1923年8月25日、10月5日、1924年1月5日となっていた。

21) Netzband/Widmaier, a.a.O., S.142, 214.

22) Ebenda, S.47, 212.

23) RGBl. (1923), S.1205. 全文22ページに及ぶこの政令は、その邦訳が、野津高次郎『独逸インフレーションと其の租税対策』、金融研究会、1943年、に収録されている。

所得額が各年近似していることを前提とするものであって、1923年の如く貨幣減価が急速に進みしたがって前年の名目所得がこの年の名目所得の基準には全くなならないという時期にあっては、ここからの実質的な税収はほとんど無に等しいものとなった。たとえばすでにこの年の3月において、所得税収入のうち実に95%が源泉徴収による賃金税からなっていたことが指摘されている<sup>24)</sup>。インフレがさらにテンポを速めたこれ以降の時期については推して知るべしというところである。清算払い、こうした査定所得に対する極度の優遇を是正すべく規定されたものであって、1924年1月10日までになされることとされた。すでに1923暦年のための4度の前納は済んでいたから、ここでは「第五納税四半期」(fünftes Steuerquartal) という呼称が用いられた。このための税率についてはすでに当時から低すぎるとする批判もあったとはいえ<sup>25)</sup>、1月のために大きな税収をもたらしたことにしても、また租税面でのインフレ利得への課税がなされたことの政治的意義においても注目すべきであろう。第2表から1月の所得税において、賃金税が2倍の増収にとどまっ

たのに対し、査定所得税は約30倍に急増し、そのウェイトを著しく高めていることが明らかである。同様の傾向はまた法人税においても現れている。

次に、1924暦年中になさるべき納税に関しては、さしあたり、商工業および営利会社の法人税率は、その経営収入から賃金費用を控除した額の2%とされたことのみを指摘しておこう。

(四) 財産税 この税は、インフレの昂進とともに、税額確定から納税までの時間的ズレの故にほとんど意味を無くし、1923年10月11日の法をもってその査定・徴収が中止されていたのであるが、この政令によって再び復活した。こ

第2表 1924年1月の税収  
(単位:1,000金マルク)

	1924年1月	1923年12月
総計	503,463.9	312,321.9
うち		
a) 賃金天引きの所得税	74,761.9	37,351.8
b) 査定所得税	90,079.7	3,129.3
a) + b)	164,796.6	40,481.1
総計に占める a) + b) の割合	32.7%	12.9%
総計に占める b) の割合	17.9%	1.0%
法人税	34,903.0	529.7
総計に占める法人税の割合	6.9%	0.17%

資料: Ebenda, S.149.

れに関しては早期に税収を上ぐべく、2月15日および5月15日を正常な納期とする1924暦年のそれぞれ四半期分、合せて半年分が一括して2月29日までに徴収されることとなった。ただし現実には施行規則および査定が間に合わず、第15条第2項に基づきパン供給税第2回分納額の3倍(普通の所得税納税義務者)もしくは6倍(営利会社)が徴収された<sup>26)</sup>。1924年の3月に

24) C.B.Turroni, op. cit., p.106. 前掲邦訳, 91ページ。

25) 勞相ブラウンス (Heinrich Brauns, 中央党) は、大所得者が1923年のインフレ中に受けた利益に比して税率が低すぎると批判したが、首相マルクスがガルトーに与することによって彼の批判は退けられた (Vgl. C.-D.Krohn, Steuerpolitik und Industrie in der Stabilisierungsphase: Von der Steuerverordnung im Winter 1923 zur Finanzreform im August 1925, in: Industrielles System und politische Entwicklung in der Weimarer Republik, hrsg. Hans Mommsen u.a., Düsseldorf 1974, S.430)。

26) Netzband/Widmaier, a.a.O., SS.161—162.

はこれが大きな税源となった。

ところでこのうち営利会社に関しては、課税標準として「租税相場価額」(Steuerkurswert)なるものが設定されたが、これは当時あっては大幅な軽減を意味するものであった。なぜなら、この「租税相場価額」は、株式相場によって算出されたのであるが、当時の株式相場は額面を大きく割っており、企業資産はその実質に比してかなり小さく評価されたからである。具体例を一つ示せば、たとえばハンブルク造船所の場合、株式資本額面は47百万Mであったが、その株価は額面の10.5%にすぎず、したがって「租税相場価額」は5百万M弱ということになる。この場合の税率は0.75%であるから、税額は37,000M強ということになり、その額面資本金に対する割合はわずか0.079%にすぎなくなる。大株式会社の優遇は歴然としている<sup>27)</sup>。

だが「租税相場価額」をめぐる問題はこれだけにとどまるものではない。2月に出された最初の施行規則において、法人税の計算にあたっては営業収入から賃金総額を控除したのだけではなく、財産(租税相場価額)も課税標準として認められることになり、企業はいずれか有利な方を選択しうることになったからである。明らかに有利な財産に基づく法人税計算への移行が即座に行なわれたのはいうまでもない<sup>28)</sup>。こうして大株式会社は財産税とともに法人税についても優遇されたのである。

(イ) 売上税 これに関しては税率の大幅な引き上げが際立った特徴である。すでにヴァイル

ト内閣の時代に1%から3%への引き上げが企図されたことがあったが、強い反対の前に2%にとどめざるをえなかったという経緯があった。今やこの税率がヴァイマル期を通じて最高の2.5%へと引き上げられたのである。資本課税軽減の反面をなす大衆課税強化の事例をここにみるのである。

要するに、第二次租税緊急令は、一面ではともかくインフレーションによって破壊された租税体系再編の先駆けとなり、資本課税、財産課税等によって財政的基盤を固めながらも、他面では先にみたような大資本優遇・大衆課税を含むという二面的な性格をもったものとして把握せねばならないであろう。

#### (5) 成 果

最後にⅡのまとめとして、以上で検討してきた諸措置の成果をみておきたい。

まず経費削減に関しては具体的数字が明らかなものに限定する。人員削減の節約効果はすでにふれたところである。失業扶助についての抑制効果は特に顕著であった。3月末までの実績では、87百万GMが失業扶助に、60百万GMが失対事業(運河建設、土地改良その他)に支出され、「計画」に組まれた失業扶助予算に余剰を生じるまでになった。この余剰分はそこで他の経費にまわされた<sup>29)</sup>。

次に税収面における諸措置の効果は第3表から読み取ることができる。12月の収入に関しては第一次租税緊急令に負うところが大きいことはすでにふれたとおりである。またこの効果は翌年1月にも若干持続した。12月8日に繰り上げられたライン・ルール税の残余の多くがこの月に納付されたからである。またこの月からは

27) 税率についても旧税法に比べて大幅な軽減がなされた。たとえば最高税率はかつては3%であったが、この政令では0.75%となった。

28) C.-D.Krohn, Steuerpolitik..., SS.431—433. すでに1924年3月にはこうした一方的な優遇に対して実務サイドから厳しい批判が寄せられていた(Ebenda, S.433)。

29) C.-D.Krohn, Stabilisierung..., S.74.

第3表 ライヒ収入の税種別構成比

(単位:%)

	12月	1月	2月	3月
I				
所得税	12.96	32.73	31.18	26.83
賃金税	11.96	14.84	15.28	11.97
査定所得税	1.0	17.89	15.90	16.86
法人税	0.002	6.93	6.56	4.50
売上税	16.93	20.70	26.20	21.27
資本流通税	5.87	5.20	8.21	4.12
財産税	—	—	2.14	18.70
合計 I	35.76	65.56	74.20	75.42
経常的所有税・流通税	37.18	67.60	76.79	80.02
II				
関税	1.40	1.91	3.80	3.0
タバコ税	2.21	0.82	3.73	3.82
飲料税	1.45	2.55	3.40	2.60
砂糖税	3.48	1.74	1.81	2.07
合計 II	8.54	7.02	12.74	11.49
関税・消費税合計	9.30	8.19	15.08	12.81
合計 I・II	44.30	72.58	86.94	86.91
III				
ライン・ルール税	39.56	14.06	6.32	2.82
経営税	11.74	2.26	—	(-1.47)
パン供給税	2.34	7.90	—	—
債務証券税	—	—	—	5.08
合計 III	53.64	24.22	6.32	6.43
一回限りの税より	53.64	24.22	6.32	6.43
合計 I・II・III	97.94	96.80	93.26	93.34

資料: Ebenda, S.220.

いうまでもなく、第二次租税緊急令の効果がはっきりとあらわれている。所得税における構成の変化は先にふれたところであり、しかもこの傾向はその後一貫して続いている。財産税はその収入には若干の遅れはあったが、3月に至

ると18.7%とかなり大きなウェイトを占めている。またこの月の税収は、「計画」がカバーする月としては最高の632.4百万GMであり、これは前年12月の2倍を超える額である。また、全体を通じて注目すべきは、主としてインフレ期間中に臨時的に賦課された「一回限りの税」の比重が大きく低下し、経常的な租税が収入の中核を占めるようになった点である。これはとりもなおさず正常な税法系の再建ということにはほかならない<sup>30)</sup>。

最後に全体としての収支はどうであったのか。これを示すのが第4表である。ただし、11月20日に至るまではマルク減価が持続していたため、政策転換後5日間の実質的収支は把握し難い<sup>31)</sup>。そこ

30) 3月には債務証券税 (Obligationssteuer) が5%の比重をもって新たに現れているが、これは本稿の対象から外した第三次租税緊急令によるものである。

31) Netzbund/Widmaierは、この期間の収入を65.3百万GM、レンテンバンク信用による赤字補填額を415百万GMとしているが、この推計の前提として経費総額(金公債買戻し分を除く)は「計画」の2,416百万GMを越えないものとしている。また Baumgartenは、収入を55百万GM、支出を377百万GMとし、資料として Wirtschaft und Statistik 1924, S.56, 247 を指示しているが (Dietrich Baumgarten, Deutsche Finanzpolitik 1924—1928, Diss. iur., Freiburg 1965, S.26), 当該箇所にはそのような数字はなく、根拠不明である。

第4表

ライヒ財政収支(1923—1924年)

(単位:100万金マルク)

	12月	1月	2月	3月	12~3月	1~3月
収 入						
租 税	312.3	503.5	418.0	595.3	1829.1	1,516.8
行 政 収 入	21.6	17.1	27.0	37.1	102.8	81.2
そ の 他	—	3.0	0.3	—	3.3	3.3
合 計	333.9	523.6	445.3	632.4	1,935.2	1,601.3
支 出						
分 与 金	38.8	94.5	173.3	155.7	462.3	423.5
行 政 費	629.9	305.0	289.9	342.9	1,567.7	937.8
合 計	668.7	399.5	463.2	498.6	2,030.0	1,361.3
収支過 (+) 不足 (-) I	- 334.8	+ 124.1	- 17.9	+ 133.8	- 94.8	+ 240.0
金公債買い戻し		126.1	120.8	92.6	339.5	339.5
収支過 (+) 不足 (-) II	- 334.8	- 2.0	- 138.7	+ 41.2	- 434.3	- 99.5

資料: Ebenda, S.214.

でまずは12月以降についてのみ検討しよう。最大の赤字を記録したのは12月であり、他の月に比べて租税収入は最小であるのに、経費は最大であるからこれは当然である。赤字の補填は他の月と同様 Rentenbank 信用によってなされた。1月にはいと収支は大幅に好転し、黒字すら生じている。とはいえこの月からはじめて金公債 (Goldanleihe) の買い戻しが開始され、このための経費を考慮すれば若干の赤字となる。2月は財産税の遅れおよび「一回限りの税」の後退によって税収が1月に比べて低下し、赤字幅が拡がっている。しかしこうした収支も3月には決定的な好転を示し、金公債の買い戻しを行なった後にすらかなりの黒字を残している。そこでこれらを通して全体としてみると、金公債の買い戻し分も算入した赤字は

434.3百万GMということになる。

ところで「計画」の一つのポイントは、税収と Rentenbank 信用 785 百万 RtM によって経費を支弁するか否かにあったわけであるが、この結果は3月末の Rentenbank 信用請求額総計から明らかである。それをみると、かつて鉄道、郵便事業に貸し付けられていた Rentenbank 信用 55 百万 RtM はすでに1月には返済され、その使用分も含めて、ライヒが利用している Rentenbank の利付信用 9 億 RtM 中 34.6 百万 RtM が残されていた<sup>32)</sup>。ということは、この3月末までにライヒによって現実に支出された利付の Rentenbank 信用は 865.4 百万 RtM ということになるわけであって、これは

32) Statistischen Reichsamt, Wirtschaft und Statistik 1924, S.247.

「計画」を約80百万 RtM ほど上回っていた。この「計画」超過額は、もともと「計画」にはなかった金公債の買い戻しによるものであって、その総額が超過額の4倍以上であることからその影響は明らかである。この「計画」外の経費を除けばレンテンバンク信用額はむしろ「計画」以下に抑制されるのである。

次の問題は財政規模が「計画」通りにいったかどうかということである。仮にレンテンバンク信用額は「計画」通りであったとしても、税収が「計画」よりも大きければ、財政規模は全体として「計画」以上に膨脹しうる。この場合、最大の障害となるのが先に指摘した理由による11月下半期の実質的収支把握の困難である。便宜上推計によるとして、12月以降4カ月の経費（金公債買い戻しを除く）の月平均を算出し、それを½倍すれば、約253.8百万GMとなる。また、最も時期的に近接した12月の経費を½倍すれば、約334.4百万GMとなる。11月下半期の経費はほぼこの間にあるとみて大過あるまい。ここでは最大の数字をとるとすれば<sup>33)</sup>結局、3月末までの総経費は、金公債買い戻し分を算入した場合で2,703.9百万GM、算入しない場合で2,364.4百万GMとなる。後者の場合は「計画」の範囲内であるが、前者の場合は約288百万GMほど「計画」を上回るわけで、うち80百万GM (=RtM) はレンテンバンク信用の追加によって、残りの208百万GMは税収増および行政収入によってまかなわれたことになる。

要するに、対象となる時期（11月15日—3月

33) Germany's Economy, Currency and Finance, Berlin 1924, p.74. によれば、11月21—30日の経費だけですでに258,7百万GMであるから、ここでの推計数字としては大きい方を採用した方が事実に近いと思われる。

31日)の収支は、金公債の買い戻しがないものと仮定すれば、「計画」以上の「健全」さであり、レンテンバンク信用785百万RtMも約200百万RtMほど減額されえたはずであるが、金公債の買い戻しという「計画」外の経費によって全体としての財政規模が膨脹し、レンテンバンク信用も約80百万RtMほど追加されることになったのである。しかしまた、こうした「不要不急」の経費増額がなされたということ自体、この時期の財政運営が成功し、それだけの「余裕」が生じたことによるとも解しうるわけであるし、実はこの経費そのものが反作用的にこうした財政運営の成功に寄与したとも考えられるのである。これについては節を改めて論じよう。

### Ⅲ 「安定」と補整的景気政策

マルク安定化を目指す過渡期の財政は、すでにみたようにほぼその目標に近い成果をあげた。徹底した経費削減と増税がその政策的核心的内容をなしていた。だがしかし、こうした政策も実はそれだけで自己完結的なものではなく、他の側面からの補整的政策を必要としたのである。なぜなら、仮に一挙的な「安定」のみが追求されたとすれば、そのことは「安定」そのものをも危うくする結果に導いたやもしれぬからである。すなわちその場合には次のようなことが起りうると予想されるのである。

① 一挙的な安定は、インフレ期における貨幣資本と現実資本の不均衡な蓄積、しかも劣悪な生産資本の温存・拡大という矛盾を白日の下にさらし、運転資本の不足、販路不足として現象する「安定恐慌」を随伴する。

② 「安定恐慌」は、大量の失業を生み出す

とともに、各種税収の減退をもたらす。しかもその反面で失業扶助費の増大をはじめとする財政需要の膨脹を結果する。

③ 上記の事態への財政的対応が追隨的になされるとすれば、財政赤字の拡大と発券によるその補填は避けられず、通貨の「安定」は挫折する。また逆に、通貨の「安定」が自己目的化され、恐慌とその結果が放置されるとすれば、通貨を超えて体制そのものの「安定」が危うくなる可能性がある。

だが現実是这样ではなかった。たしかに政策転換直後には一時的な景気後退はあったが、これも12月ないし1月までのことであり、2月以降の景気は概して回復に向かっている(第5表)。こうした経過は財政的には失業扶助費の節約と3月の大幅な税収増として現れた。とす

第5表 景気指標

	卸売物価 <sup>(1)</sup> (1913=100)	株式相場 <sup>(1)</sup> (1913=100)	失業率 (%)	短時間労働者率 (%)
1923. 7	88.8	16.03	3.5	14.5
8	85.8	11.33	6.3	26.0
9	101.7	22.56	9.9	39.7
10	117.9	28.47	19.1	47.3
11	139.0	39.36	23.4	47.3
12	126.2	26.89	28.2	42.0
1924. 1	117.3	35.76	26.5	28.2
2	116.2	38.64	25.1	27.5
3	120.7	31.48	16.6	17.5
4	124.1	23.33	10.4	12.2
5	122.5	20.18	8.6	7.5
6	115.9	17.50	10.5	6.5

注 (1)ベルリン取引所のドル相場で換算した金マルク価格。

資料: Statistischen Reichsamt, Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1924/25, S.264, 296—297, 322.

れば、これは何によるのか。

まず財政そのものに即していえば、すでにふれたことではあるが、さしあたり二点ほど指摘することができる。まずその第一は、失業扶助の内容である。すなわちライヒ労働省は、極度に抑制された財政の枠内ではあれ、それを手段とした景気振興を図ったのである。種々の緊急救済事業(運河建設、農地改良事業その他)およびラントの「小」緊急救済事業に資金が投下されたほか、私企業に対してもそれが最低20人の失業者を雇用する限りで融資が行なわれた。こうして失業扶助費のうち60百万GMがいわゆる生産的失業扶助(produktive Erwerbslosenfürsorge)にあてられたのである<sup>1)</sup>。

第二に、339.5百万GMに及ぶ公債の買い戻しがある。この償還期限は1932年および1935年であったから満期には未だ程遠く、公式にはこの操作の目的は相場支持とされたようであるし<sup>2)</sup>、また論者によっては通貨の統一的管理へのライヒスバンクの意図を指摘しているのであるが<sup>3)</sup>、ここで重要なことは、こうしたルートを通じた財政資金の放出が民間の金融逼迫を幾分なりとも緩和したということである。

しかしこの時期の財政が基本的には緊縮的・均衡的であり、またそれ故にこそ通貨安定の財政でありえたとすれば、景気の下支えにとって

1) C.-D.Krohn, Stabilisierung..., S.74.

2) Statistischen Reichsamt, Wirtschaft und Statistik 1924, SS.181—182.

3) 金公債はその小額面券は通貨としても用いられており、ライヒスバンクはこれを流通から排除し通貨の統一的管理を達成することを目論んだというのである。この Edgar Salin, Die deutsche Tribute, Berlin 1930 の見解を Krohn, Baumgarten, Netzbund/Widmaier とともに採用しているのであるが、奇妙なことに大額面券をも含む買い戻し操作がもたらした金融緩和効果については論じられていない。

一層重要な意味をもったのは金融政策のあり方であった。まずレンテンバンクの信用供与の状況は第6表に示すとおりである<sup>4)</sup>。3月末現在のライヒへの信用供与は1,100百万RtM、ライヒスバンク、私立発券銀行を通じた民間へのそれは870百万GM、双方合ればすでに24億RtMの総貸付枠の82%が使用されていた。しかしこれにもまして重要なのが

ライヒスバンクの信用政策である。なぜなら、レンテンバンクの営業開始とともにそのライヒへの貸付は完全に停止されたにもかかわらず、民間への信用供与はなお続けられたからである。その状況は第7表から知ることができる。それによれば、ロンバルト貸付こそ1月をピークに減少してはいるものの、手形再割引を通じた信用供与は一貫して増大し、3月末には12月末の6倍にも達している。1月の市中金利が日

4) もちろんまだこのすべてが支出されてしまったわけではないから、残余は預金として置かれたのであろう。

第6表 レンテンバンク信用 (単位:100万レンテンマルク)

月末	貸 付 先						
	ラ イ ヒ			経 済 界			
	無利子 <sup>(1)</sup>	利 付	計	ライヒス・ バンク	私 立 発 行 券 銀 行	土 地 改 業 事 業	計
1923.11	200.0	565.0	765.0	—	—	—	—
12	200.0	1,000.0	1,200.0	—	34.0	—	34.0
1924.1	200.0	900.0	1,100.0	200.0	62.0	—	262.0
2	200.0	900.0	1,100.0	400.0	65.0	—	465.0
3	200.0	900.0	1,100.0	800.0	70.0	—	870.0
4	200.0	900.0	1,100.0	800.0	71.4	—	871.4
5	196.5	1,000.0	1,196.5	800.0	70.6	3.0	873.6
6	196.5	1,000.0	1,196.5	800.0	70.2	3.0	873.2
7	196.5	1,000.0	1,196.5	800.0	69.2	6.0	875.2

注 (1) 蔵券償還用無利子信用3億RtMの残額約1億RtMは利付信用に加算。

資料: Ebenda, S.317.

第7表 ライヒスバンク信用 (単位:100万金マルク)

月末	1923 12	1924 1	2	3	4	5
手形・小切手	307.5	755.9	1,165.6	1,767.4	1,917.0	1,954.9
ロンバルト	141.3	336.5	306.6	143.1	156.4	128.6

注 (1) ライヒスバンクの資産勘定の一部抜萃。

資料: Ebenda, S.315.

貸で約88%, 月貸で約28%であった時に、ライヒスバンクの割引率は10%<sup>5)</sup>と相対的にかなり低い水準に保たれたことからして、ライヒスバンクへの信用請求の殺到は必至であった。これ

5) ライヒスバンクの割引率は、1923年12月29日、安定価値計算に移行することによって90%から10%に引き下げられた。すでにこの年の8月15日に安定価値計算を採用していたロンバルト金利は10%から12%に引き上げられた。なおいずれについても紙幣マルク計算のものもお高金利のままに残されはしたが、現実にはこれは1924年には利用されることはなかった (Vgl. Deutsche Bundesbank, Deutsche Geld- und Bankwesen in Zahlen 1876—1975, Frankfurt am Main 1976, S.276)。

については、「したがって、ライヒスバンクは、1924年初めの過渡期において、中央銀行の低廉な信用援助によって経済の転換を容易ならしめることをその断固たる課題と考えていた」<sup>6)</sup>という評価すら後に下されているほどである。こうした金融緩和が企業間取引を拡大し、雇用の増大をもたらし、ひいては最終需要の増大に導くという「購買力創造」効果をもったことは疑いのないところである<sup>7)</sup>。

「安定恐慌」は不可避ではあるにしろ、それに耐えうるだけの政治的安定が準備されていなければならない。政治的になお不安定性を残す時期における一種の「デイス・インフレ政策」<sup>8)</sup>は、なるほど後の「安定恐慌」までも排除することはできなかったが、それを先に引き延ばし、当面の財政再建に伴う過激な作用を調整することによって結果的に「計画」の達成に寄与

することとなったのである。

#### IV 結 語

レンテンマルクの「奇蹟」は、それがインフレ政策から「安定」政策への転換であるという意味では明らかな画期をなしていた。しかしながら、その内容たる財政政策を吟味するとき、一方での経費削減の労働者へのしわよせや高率の売上税による大衆課税と他方での財産税・法人税を筆頭とする大資本優遇の事実とがはっきりと浮かび上がる。その意味ではレンテンマルクの「奇蹟」の中にはインフレ期との不連続性とともに連続性もまた認められるのである。そしてこうした方向は、実は、インフレの破局化とともに起った反政府の大衆運動が、シュトレーゼマンの「大連合」の内に吸収された時にすでに決せられていたといつてよい。

しかしひるがえって、体制の側にしてみても、大幅な削減はしながらも失業扶助は続けざるをえなかったし、雇用の促進もまた考慮せざるをえなかった。政治危機の再燃は何としても回避せねばならなかったからである。景気刺激策はこの雇用の促進と資本蓄積の促進とを同時的に達成するものにほかならなかった。さらにいまひとつ、賠償問題は依然として未決のままであった。戦争が国際政治の延長であるとすれば、賠償問題も形を変えたその継続であるが、敗戦国にとってはそれはより受動的な対応を強いられる継続であって、その影響下におかれた国内の政治・経済の不安定化は避け難い。国際的調整が求められるゆえんである。

かくしてヴァイマル共和国は、基本的には資本とその蓄積を擁護しつつ、しかもそのための枠組を維持すべく内外の政治的調整を図ってゆ

6) Enquête-Ausschuß, Die Reichsbank. Verhandlungen und Berichte des Unterausschusses für Geld-, Kredit- und Finanzwesen

(V. Unterausschuß), Berlin 1929, S.60ff.

7) こうした国内景気の上昇は、輸入増大を通じた国際収支の悪化をもたらし、ケルンをはじめとする統制の及ばぬ取引所におけるマルク相場の悪化を余儀なくせしめた。この事態に対してライヒスバンクは4月7日に至って「信用停止」(Kreditstop)にふみ切り、信用の量的制限を断行した。これに続く景気後退は、逆に、それまでの景気上昇がライヒスバンクの寛大な信用政策に支えられたものであったことを裏面から物語っている (Vgl. Rudolf Stucken, Deutsche Geld- und Kreditpolitik 1914-1953, 2. Aufl., Tübingen 1953, SS.58-60)。

8) 1949年のドッジ・ライン下の日本でも類似の政策がとられ、当時の池田蔵相はこれを「デイス・インフレ政策」と呼んだ。これはデフレなしにインフレを除く(デイス)というほどの意味であって、第二次大戦後の米英に語源を發する新語であった(鈴木武雄『現代日本財政史』第三巻, 東京大学出版会, 1960年, 169-170ページ)。この政策については他に、経済企画庁戦後経済史編纂室『戦後経済史(財政金融編)』; 大蔵省印刷局, 1959年, にもくわしい。なおいずれの書物でもこの時の緩和の中心が金融政策にあったとの理解では一致している。

レンテンマルクの「奇蹟」の財政

かねばならなかった。レンテンマルクの「奇蹟」の財政は、相対的安定期への過渡期において、共和国が担うべきこの複雑にして困難な課題をはっきりと映し出しているのである。

(1977.7.4)